

〔事案 28-311〕 新契約無効請求

・平成 29 年 10 月 10 日 裁定終了

＜事案の概要＞

契約の内容を理解できていなかったこと等を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 28 年 8 月に募集代理店（銀行）の募集人を通じて契約した豪ドル建変額個人年金保険について、以下の理由等により、契約を取り消し、支払った一時払保険料を返還してほしい。

- (1) 複雑で難解な投資商品を、投資経験もなく、為替の意味もわからない、年金生活の 74 歳の高齢者に契約させたのは、適合性の原則に違反する。
- (2) 「そんな難しいことを説明されても、難しくて全然わからない。」と何度も発言したにもかかわらず、募集人は勧誘を続け、理解できるような説明義務を果たすことなく、契約に至っているため、説明義務違反に該当する。
- (3) 説明が理解できないままに、5 年満期の定期預金と同じような商品であると思い、錯誤により契約した。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、2 回にわたり銀行を訪問し、説明を受けている。初回訪問と 2 回目の訪問の間には、約 2 週間の期間が空いており、熟慮する時間は十分に確保されていた。
- (2) 初回訪問は、担当者のみで対応したものの、2 回目の訪問は別の行員や支店長も同席し、申立人に対して、為替リスクや中途解約の場合に解約手数料がかかるリスクについて再三説明を行っていた。
- (3) 募集人と申立人の会話は、かみ合っており、意味不明なやり取りは見当たらない。申立人の健康状態に問題があったことを窺わせる事情もない。
- (4) 支店長が役職者として申立人の最終的な意向を確認し、問題ないことを確認したうえで、契約を行っている。その他、契約プロセスに瑕疵はない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人、募集人および銀行の支店長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、適合性の原則に反する違法な募集行為が行われたとは認められず、募集人が説明義務を果たしておらず、申立人が錯誤により契約したとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。